

# 令和8年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 令和8年3月13日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂  
同職務代理者 久保 洋子  
委 員 壺 内 明  
委 員 谷 部 憲子  
委 員 井 口 信二  
委 員 田 中 健

## 議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺 内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が5件、請願等が1件、報告事項等が8件でございます。

それではまず最初に、議案第15号「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方について」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** それでは、議案第15号「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方について」のご説明をいたします。

「提案理由」は、葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方を策定するため、本案を提出するものでございます。

本件につきましては、本年2月4日に教育委員会、また2月19日に文教委員会にて本件の案につきまして、ご報告をさせていただきました。その後、新小岩南地域まちづくり協議会及び保護者・近隣住民向け説明会を行ったため、その結果をあわせてご報告するものでございます。

なお、今回添付してございます「基本的な考え方」につきましては、前回、ご説明させていただいた案から変更した箇所は、目次の文字を一部太字にしたりですとか、そういった体裁を整えた以外、特に変更はございません。

続きまして、「基本的な考え方」の冊子の後に添付しております右上に「参考資料」と記載されたホチキス留めの資料をご覧ください。1ページ目をご覧ください。1「新小岩南地域まちづくり協議会への情報提供」でございます。2月24日火曜日、午後7時から新小岩地区センターにて実施し、21人の参加者がございました。

続きまして、2「保護者・近隣住民向け説明会」でございます。2月27日金曜日、午後6時から小松南小学校体育館にて実施し、15人の参加者がございました。説明会の開催に当たりましては、小松南小学校及び旧松南小学校敷地からおおむね30メートル範囲の約800軒に開催のチラシをポスティングするとともに、小松南小学校を通じて保護者にも周知をいたしました。

参加者は1と2の合計36人でございましたが、3の動画による説明のとおり、事前に説明会の資料及び説明動画を区公式ホームページ内にごございます、区公式YouTubeチャンネルにアップしており、その再生回数は3月9日時点で112回となっております。ちなみに、本日13日現在で25回という状況でございます。

資料を1枚、おめくりください。別紙として説明会の質問とそれに対する回答を添付しております。まず、2「保護者・近隣住民向け説明会」の質問1や2では、新校舎へのプールの整

備についてや地域も使える屋内温水プールの整備についての質問が4件ほどございまして、これらに対しましては令和2年度に教育委員会が策定した「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」に基づき、改築校については学校外の屋内温水プールを活用して水泳授業を行い、学校内にプールまたは屋内温水プールを設置する予定がないことを回答しました。

また、質問4の旧松南小学校跡地の活用に当たり、住民の意見を聞いてほしいとの質問も2名ほどからございまして、こちらに対しましては、昨年末から施設部が中心となって、地域の代表の方々との勉強会を開催し、敷地活用の検討を進めており、今後、方針がまとまり次第、地域に説明し、意見を聞く場をつくれるよう検討する旨回答しました。

資料を1枚、おめくりください。質問5の将来的に児童数が減った際の余裕教室の活用策についての質問につきましては、間仕切りのできる多目的室を整備するなど、児童数の変化に柔軟に対応し、教室が無駄にならないよう工夫することや余裕教室については学校と協議して、施設開放なども検討する旨回答いたしました。

そのほか、質問10や11では、地域の避難所としての機能性確保についてのご質問や、避難所運営時の校舎への入り方などの整備についてのご質問がありまして、こちらに対しましては、浸水深以上の高さへの体育館配置や貯水機能つき給水管など防水機能の向上を図ること、また学校避難所指定職員が地域と一緒に避難所運営に当たる体制を確保している旨、回答しました。

そのほかの質疑につきましては、記載のとおりでございます。

頂いたご意見を十分に考慮し、引き続き関係各課や関係部署と連携しながらしっかりと建築設計を進めてまいりたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

久保委員。

**○久保委員** 建設時は旧松南小学校へ移転をしていくということなのですけれども。旧松南小学校自体のハード部分の安全性などはどういうふうに確認を進めて、またもし手を入れることがあれば、その工事も含めてやっていくのかその辺を教えていただければと思います。

**○教育長** 学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** 旧松南小学校につきましては、現在、周辺の方たちが施設開放として使っている状況でして、躯体の安全性につきましては、施設部が状況を確認しまして、必要最低限の改修等を施すことによって仮校舎として使えるという状況でございます。

今後、仮校舎として使う場合、今、どのような仮校舎にするか検討中でございますけれども、建築基準法に適合した構造上の安全性ですとか、今の校舎と変わらない空調やICT環境など、可能な限り既存の水準と合わせていきたいと考えているところでございます。

**○教育長** 久保委員。

○久保委員 もう一点、確認ですけれども、旧松南小は、今、周辺地域も使っていますけれども、それ以外に葛飾区の所管でいろいろな使い方をされていますし、テクノプラザで所管している創業支援の部署もあると思うのです。全庁的な調整などもあわせて進めていく必要もあると思うのですが、改めて現存の小松南小学校の子たちがそうした単純に古いというだけではなく、様々な使い方をされている旧松南小学校の施設に一時的にせよ入って学校生活を送るということでの配慮というか、手を入れることも必要かと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 今、委員がおっしゃったとおり、旧松南小学校には創業支援施設ですとか、各課の倉庫機能の一部がございます。そういったところは、今後の小松南小の児童の仮校舎としての使用に向けて、今、施設部と連携して細かく調査をしている状況でございます。

施設部によりますと、最低限の改修をはじめ、内装等もきれいに整備することで仮校舎として使える状況でございます。繰り返しになりますけれども、建築基準法がございますので、それに適合した安全面等はしっかりと確保しながら、仮校舎に移転しても安全上問題ないように進めていきたいと考えているところでございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 よろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。この議案第 15 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 15 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 16 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 16 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず、資料につきまして、上から議案、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、有為な人材を確保することを目的とし、初任給決定における経験年数の号給への加算方法の見直しを行うため、本案を提出するものでございます。

次に、改正内容のご説明をいたします。改正内容は、初任給加算における加算限度号数を撤廃することです。現行、大卒では加算限度号数を 48 号、つまり経験年数が 12 年までを加算の限度としており、それを超える経験年数につきましては、初任給加算の対象としてお

りませんでした。改正案では、加算限度号数を撤廃し、12年を超える経験年数につきましては、1年半で4号加算するよう改正をいたします。

具体例といたしまして、大卒で経験年数が15年の場合、現行では加算限度の経験年数12年48号が初任給加算の対象でしたが、改正後は加算限度号数が撤廃されますので、48号に12年を超える経験年数3年分の加算号級8号を加え、56号が初任給加算の対象となります。

これにより、長い職務経験を有するほうがより高い初任給となり、有為な人材を確保することができるよう本規則を改正いたします。

なお、この度撤廃する加算限度号数につきましては、本規則ではなく、幼稚園教育職員の初任給加算等に関する基準の一部を改正する基準にて規定しているため、本規則の改正とは別途加算限度号数を撤廃するよう基準の改正をいたします。改正内容については、以上でございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第16号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第17号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてを上程いたします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** 議案第17号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず、資料につきまして、上から議案、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、管理職の職務及び職責をより重視した給与体系の見直しに伴い、管理職手当の支給額を改定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

本改正の背景につきまして、令和7年10月、特別区人事委員会が作成した職員の給与等に関する報告及び勧告の職員の給与に関する意見によりますと、管理職の役割の重要度がこれまで以上に複雑化・多様化する行政課題への対応に加え、昨今では職員の労働に対する価値観が多様化してきており、マネジメント力もますます必要とされております。こうした状況の中、管理職の処遇改善に係る給与制度のアップデートの一部として、管理職手当の支給額を改定することについて、特別区人事委員会から意見があり、本案を提出することと至りました。

2枚目の新旧対照表をご覧ください。改正内容につきまして、管理職手当の支給額を新旧対照表の右側、改正案に記載の別表のとおり引き上げを実施いたします。

本区における本改正で影響があるのは、暫定再任用職員の園長1名となり、暫定再任用職員の取扱いは定年前短時間職員と同様、園長で7万0,800円から7万4,200円への改正となります。施行日につきましては、令和8年4月1日からの施行となります。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第17号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第18号「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針の策定について」を上程いたします。

地域教育課長。

**○地域教育課長** それでは、私から議案第18号「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針の策定について」のご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。「提案理由」につきましては、今後の部活動の在り方について、方針を策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

本方針につきましては、2月18日の教育委員会で案をお示しし、翌19日には文教委員会で報告したものでございます。

教育委員会・文教委員会ともに新たな意見がなかったことから、前回の報告以降の修正はございませんので、詳細については割愛させていただきますが、改めて本方針の概要を説明いたします。

それでは、別添の「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針」をご覧ください。1枚、おめくりいただきますと目次がございます。1「方針の位置付け」から7「今後の検討項目」までそれぞれの章立てづくりとなっております。

主なポイントについてご説明いたします。2ページをお開きください。2「公立中学校の部活動を取り巻く現況」として、(1)「部活動の現状と課題」、(2)「国の動向」、3ページ目の(3)「東京都の動向」を記載してございます。この中で(2)「国の動向」の4段落目ほどにございますけれども、国が令和8年度から13年度までを「改革実行期間」として位置付け、平日や受益者負担について方針を示すとしてございます。

また、令和9年度には学習指導要領の改訂が予定されてございますので、その際、部活動の位置付けも変更される可能性がございます。引き続き、国の動向については注視してまいりま

す。

6ページをお開きください。4「葛飾区のこれまでの取組」として、(1)「地域連携」として地域人材を活用した部活動支援を行ってまいりました。また、7ページでは「地域展開」として令和6年度からモデル事業を試行的に始めているところでございます。

少し飛びまして、16ページをお開きください。地域連携の充実とモデル的に地域展開を導入することを基本方針と掲げまして、三つの方針を策定してございます。方針Ⅰとしては「地域連携の充実による部活動の持続的運営と教員の負担の軽減」でございます。具体的な施策としましては、地域指導の体制の強化と複数校の連携による取組の実施をしてまいります。

17ページ、方針Ⅱ「地域展開の導入による活動機会の確保」として、モデル事業の継続や教員の兼職兼業の円滑化、新たな活動機会の提供を進めてまいります。

最後に、方針Ⅲとしまして「地域連携・地域展開を支える推進体制の整備」を掲げ、指導者の研修体制や関係団体との連携について取り組んでまいります。

今後、国が適切な受益者負担についての考え方や平日の地域展開についても方針を示すとしておりますので、その方針を踏まえまして、関係団体や学校・生徒・保護者の意見も確認しながら、新たに設置を予定しております協議会において検討を進めてまいります。

最後に、この方針をご決定いただいた後でございますが、中学校校長会へ配布するとともに、部活動をしている生徒や保護者の方に見ていただけるよう、区公式ホームページに掲載をしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 大変お疲れさまでした。次期学習指導要領の改訂が間近になっている中で、ご準備いただきまして感謝いたします。中学生の81%以上ですか、部活動に所属しており、夢と希望を部活動から得るものもかなり多いということで、先生方も非常に苦しいのですが、今、部活動をやらざるを得ない現状があるわけです。この中でも、80%以上が負担を感じているということです。ましてや、休日も4日以上、週4日以上出勤している。2日、3日は当たり前という中で、家庭をお持ちの方もいるのじゃないかと思いますが。そういう中で、地域の指導者を200名を超える数を確保しているということは、とてもいいことじゃないかと思います。

今後は、地域指導者の安定的な確保をどのようにやるのか。それから、質の向上です。ルールが結構あります。体罰なんかまかりならぬというそういう時代に突入しておりますので、質の向上とか、それから希望する教員の働き方改革、兼職兼業の問題なども地域指導者あるいは学校と連携しながら、ぜひいいものをつくっていただきたいなと思っています。

お願いでございます。よろしく申し上げます。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、壺内委員がおっしゃったように、まず人材確保につきましては、現在、区の地域のスポーツ団体であるスポーツ協会ですとか、あるいは文化協会、そういった方々にご協力いただきながら必要な人材についての確保についてお願いをしているところでございます。

また、質の向上につきましては、東京都の教育委員会が作成している研修動画がございますので、地域指導者及び会計年度任用職員にはこの動画を視聴して、中学校の部活動とは何ぞやというところも含めて質の向上を図っているところでございます。

また、兼業兼職につきましては、学校と教育指導課ともきちんと連携して希望する教員については、そういった希望がかなえられるような仕組みを今後ともつくっていきたいと考えてございます。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私も壺内委員からこういった運用面の課題等の話もあり、今課長からもご説明頂きまして、課題は非常に多いかと思いますが、引き続きよろしくお願ひします。

私からは、保護者・生徒の観点から申し上げられればと思います。部活動は私も経験してはいますが、通常の学校の授業と違って、仲間と目的に向かって技能を習得して練習したりですとか、結果自体が大事というよりそのプロセス、戦略的に考えてやっていくことが普通の授業では得られない非認知能力の達成というところでは、教育効果も高いのかなと感じております。このアンケートの中でも、生徒も親も楽しんでやりたいというところもあったのですが、その楽しむというところも自分だけでなく仲間とか目的意識を持って楽しむというところが重要かと思っておりますので、この部活動の継続というのは私としても大事だと思っております。

あとは、こういった取組をしていく中で、どうしても生徒が減っていくので、チームスポーツが難しくなったりですとか、時代の変遷とともにやり方が変わって行って、楽しみ方も変わるという可能性があるので、教育委員会としてもこういったアンケートを持続的に取っていただいて、今のやり方が最適なのか、時代の変遷に合わせたニーズのキャッチアップとその対策というところを継続していただければなと思ひまして、以上、今後に向けての要望でございます。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、田中委員がおっしゃったように、今後生徒数が減っていきます。また、

今は様々なジャンルの、例えばスポーツですとか文化活動がありますので、生徒のニーズもかなり多様化しているというところがございます。そうした部分につきまして、今後の生徒数の推移ですとか、学校現場のご意見等、あるいは生徒・保護者のご意見等を可能な限り吸い上げて、何が生徒が望んでいるものなのか、保護者が望んでいるものなのかをきちんと把握しながら、今後の部活の存続を含めた在り方については、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。こういう活動を子どもが選択してできるというところも、部活のいいところだと思っていますので、実情等、難しいところがありますけれども、引き続きよろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 18 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 18 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 19 号「葛飾区学校運営協議会規則」を上程いたします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から議案第 19 号「葛飾区学校運営協議会規則」につきまして説明申し上げます。

「提案理由」は、区立学校に学校運営協議会を設置する必要があるので本案を提出するものでございます。

その下をご覧ください。まず、葛飾区学校運営協議会規則の制定でございます。第 1 条では本規則の趣旨を、第 2 条では協議会の定義を想定してございます。第 3 条では、設置に関する事項で、2 校以上で一つの学校運営協議会の形式も可能であることを示してございます。2 ページ目をご覧ください。第 4 項では学校運営協議会を設置した場合は、学校評議員を解嘱することを規定してございます。

第 4 条は学校運営の基本的な方針を承認する内容を、第 5 条では学校運営等に関する意見の申し出について、3 ページ目、第 6 条では毎年度 1 回以上運営状況を評価することが規定されてございます。7 条では住民の参画のための情報提供について、第 8 条では組織について定めております。ここで、会長については互選とすることや協議会の委員は 5 人から 15 人以内、ただし複数校の場合は 20 人以内とすること、構成メンバーのカテゴリーなどを規定してございます。なお、これまでの学校評議員では、4 校でおおむね 5 人としてございましたが、学校運営協議会では上限を設定してございます。これは、構成メンバーとして想定される自治町会役員、

保護者代表、地域コーディネーター、青少年委員、民生児童委員、あるいは地域のNPO法人などの関係者の方々を考慮して15名としたもので、おおむね先行して実施した23区や他自治体も同程度となっております。

第9条では、委員の任期については最大2年間としており、再任を妨げません。

4ページをご覧ください。第10条では、報酬等について定めており、報酬額については別に規則改正を行いますので、その際にご説明いたします。

第11条では守秘義務について、第12条では運営について、5ページの第13条では会議の公開について定めております。また、第14条では適正な運営について、第15条では研修、第16条では部会の設置を、第17条で委任についてで、規則以外については教育長が別に定めることを規定しております。

付則でございますが、施行期日は令和8年4月1日からとしてございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

**○田中委員** こちらのおまとめ、ありがとうございます。コミュニティ・スクールがいよいよ始まるということで、これまでご準備、いろいろ苦勞されたと思いますけれども、感謝申し上げます。

コミュニティ・スクールはぜひうまく行ってほしいと、私たちも思っています、そのためには、この協議会の質をいかに上げていくかというところがポイントかなと思っています。他地区の事例を見ると、形骸化してしまうですとか、議論の質が高まらないというところで、ではこれは意味があるのかという地域もあると聞いておりますので、ぜひ葛飾区は意味がある協議をしていけるような取組ができるといいなと思っています。

そういう中で一つポイントになるかなと思ったのが、例えば15条に研修とありますけれども、こういったところで参加する皆さんにはご自身の知識であったり、経験であったり、そういうところからいろいろな意見を頂ければいいなと思うのですけれども。教育というのは、この数十年、かなり変わっているんで、その方が受けられた教育の時代から大分変わっているというところを、極力ご理解いただいて参加いただけると議論の質が高まるかなと思っています。

一方で、なかなか学校に関わらないとそういうところが分からなかったりですとか、キャッチアップする機会がなかったりもするので、そういったところを研修に含めていただけると議論の質に高める一助になるのかなと思っています。これから具体的内容を決めていくと思うのですけれども、ご活動の中でご検討いただければと思っています。

**○教育長** 地域教育課長。

**○地域教育課長** 今、田中委員がおっしゃったように、運営協議会、入れて終わりではござい

ません。入ってからがスタートになってございますので、そうした中では質の向上というのは、非常に重要なことと考えてございます。15条で研修とうたっていますけれども、例えば、今、国ではCSマイスター、東京都ではCSアドバイザーという形になっておるのですが、そうした専門家がいらっしゃいますので、そうした方々に研修の講師を務めていただくなど、より質の高い研修内容をこちらとしても構築していきたいと考えてございますので、そうした形の中で地域の方にご理解いただくということを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第19号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、請願第1号「小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願」を上程いたします。

内容につきましては、あらかじめ配付いたしました請願の写しをご覧いただければと思います。

本請願について、事務局から補足説明等があればお願いします。

学務課長。

**○学務課長** それでは、請願第1号「小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願」につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、請願の「趣旨」でございますが、1点目は、小中学校の学校給食において体調不良や特定の食物摂取制限の理由により牛乳を飲めない児童・生徒が、医師の診断なしでも停止届などで、停止できるよう求めるものでございます。

2点目は、アレルギーが理由の場合、診断書の提出を毎年求めず、卒業まで継続して牛乳を停止できるよう求めるものでございます。

3点目は、以上の旨を毎年保護者に通知するよう求めるものでございます。

その下の、請願の理由の1行目に「葛飾区の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています」と記載がございますが、調査をいたしましたところ、1学級当たり1日平均約500ミリリットルの牛乳が廃棄されている状況でございました。

ここで、請願の趣旨に対する本区の対応状況でございますが、趣旨の1点目の、牛乳の摂取により体調不良となる児童・生徒につきましては、基本的には医師の診断書を必要としますが、医師の診断がない場合には、保護者から状況を確認の上、各学校で個別に判断をして牛乳の提供を停止しております。乳糖不耐症が理由の場合は、牛乳の提供を停止している学校が18校、

そのうち診断書が必要な学校は10校、不要な学校は8校で、学校によって対応が異なる状況となっております。

請願の趣旨の2点目、アレルギーが理由の場合につきましては、文部科学省の指針で、診断書ではなく、医師が作成する学校生活管理指導表を保護者から毎年度提出してもらうこととなっており、各学校においてもそのように対応をしているところでございます。

私からの補足説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの補足説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。

谷部委員

**○谷部委員** 実際に乳糖不耐症などで牛乳が飲めずに悩んでいる子を見たことがありますが、学校によって対応がそれぞれ違うというのが現状ですので、区として、停止届で停止できるように対応を統一して、毎年度周知するのが望ましいと思います。

**○教育長** ありがとうございます。そのほか、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

井口委員。

**○井口委員** この問題と直接関わりはないのですが、インフルエンザ等の感染症で子どもが学校に登校できなくなったときに、回復後は登校可能であると医師が判断したことを保護者が登校届に記入することになっていると思います。そうしたこともあるので、牛乳停止の場合にも、医師の診断書は必要なく、認めていいのではないかなと考えます。

**○教育長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

壺内委員。

**○壺内委員** 好き嫌いによる安易な停止にならないよう、給食における牛乳の必要性を示して、保護者にはそれを理解した上で、停止の判断をしていただくべきだと考えております。

また、停止により不足するカルシウムは、各家庭で摂取するよう説明をするとよいのではないかと思います。

**○教育長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

久保委員。

**○久保委員** 先ほどの話にもありましたように、乳糖不耐症などで牛乳が飲めないというお子さんに関して、その分の牛乳を停止することができれば、牛乳を廃棄する量を減らすことができます。そのことによって、環境に配慮した、今の時代に合わせた施策も進めることができますので、葛飾区としては食品ロスを防止するとともに、下水道に廃棄する牛乳の量を減らすことによって環境の負荷を軽減するということが望ましいと考えます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も乳糖不耐症でして、牛乳は好きなのですがすけれども、飲むとお腹が下ってしまうので、そのつらさというのはよく分かっております。そのため、乳糖不耐症の子に対してもケアしていくという対策は、私としても取るのはいいことかなと思っております。

一方で、アレルギーに関しましては、それ以上に重篤な症状が出てしまう、命に関わるものでありますので、これについては別途慎重に議論する必要があるかなと思っております。

ここで、前提の確認なのですがすけれども、今、学校生活管理指導表で、そういったお子さんの体調の状況を確認されていると思うのですが、こちらは毎年出されていて、特に保護者の費用負担はないという認識でよろしいでしょうか。また、そこでアレルギーと認識されたときに、もし毎年出していただくこの指導表の中に、保護者が記入し忘れてしまったという場合に、自動的にアレルギーがないとなってしまうのか、アレルギーを1回認知したことに対して、解除することに対して確認がされているのかというところを質問させていただきます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず1点目の、学校生活管理指導表に費用がかかるのかという点については、基本的には無料となっております。

2点目のご質問については、学校生活管理指導表は保護者が記載するものではなく、医師が作成するものでございますが、前年度に保護者から提出があった児童・生徒につきましては、次年度に提出がない場合に、学校側で保護者に必ず提出を求めようとしておりまして、保護者から解除申請が出るまではアレルギーの対応を継続しております。申請がないからアレルギーの取扱いを止めるというようなことはございませんので問題はないと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。アレルギーに対しては、医師の意見が反映されるというところと、特に解除に対して慎重に管理されているというところで理解いたしました。それであれば、アレルギーの状況は成長によって変わっていくと思いますので、毎年提出していただいて、それを把握する必要があるかなと思っております。そのため、私としましても、アレルギーのある場合については、学校生活管理指導表、これも文部科学省の指針に沿っているという話ですので、毎年提出していただくのがよろしいかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 この問題の場合に、学校によって今まで対応が違っていたというところについてはきちっと葛飾区としての対応をしたほうがいいのだろうと思います。ちょうど今、時期的に年度替わりで、恐らく、2月あたりに、4月に入学してくる児童の保護者を対象に説明会が必ず行われると思うのですがすけれども、そういうところで、アレルギーや牛乳、感染症の取扱いに

ついて、「区としてこういう方針なのだ」「どこの学校に行ってもこうですよ」ということが伝わるように来年度からしていくと混乱も少ないのかなと思います。この請願者も、アレルギーの場合は診断書を提出すると思いついていて、診断書となると何千円とお金がかかってきますが、それは必要なくて、管理指導表に医師が署名と必要事項を記入して基本的にただでもらえるものなので、そういうこともきちんと区民に伝えることが必要かなと思います。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

様々なご意見をありがとうございました。まとめさせていただくと、皆様から頂いたご意見としては、まず趣旨1に該当する内容になるのですけれども、アレルギー以外の体調不良については、停止届をもって対応するよう葛飾区として統一し、毎年、保護者に周知して、そのための診断書は不要とすること。それから、その一方で、好き嫌いによる安易な停止にならないよう保護者に牛乳の必要性を改めて説明し、停止によって不足するカルシウムについては、各家庭で摂取するようきちんと説明するといったご意見がございました。

また、趣旨2については、診断書の提出ではなくて、毎年学校生活管理指導表を提出していただくという、これは国のルールになっていますので、それを踏まえるといったところです。

以上、合わせますと、アレルギーについては、学校生活管理指導表の毎年度の提出が必要なため、本請願は不採択とさせていただきます。

ただ、事務局にはアレルギー以外の体調不良については、停止届をもって診断書なしで対応するよう統一し、毎年度保護者へ周知するという意見を付す形でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** それでは、異議なしと認めて、そのように意見を付した上で、本請願は不採択とさせていただきます。

以上で、請願等を終わりといたします。

続いて、報告事項等に入ります。それでは、報告事項等1「かつしか教育プラン(2024~2028)の取組について【令和8年度取組予定】」の報告をお願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、私から「かつしか教育プラン(2024~2028)の取組について【令和8年度取組予定】」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1「かつしか教育プラン(2024~2028)について」でございますけれども、本計画、教育基本法に基づくものでございまして、令和6年度から令和10年度まで5年間における本区教育行政の方向性を示すものとして策定をしたものでございます。

2「かつしか教育プラン(2024~2028)の推進について」は記載のとおりでございます。

3「令和8年度取組予定について」でございますが、本年2月に開催いたしました推進委員

会におきまして、内容の検討を行い、別添のとおり作成をしたものでございます。

それでは、別添資料に基づきまして、内容をご説明申し上げます。なお、本日は8年度の主な新規拡大事業に関する部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

別添の「令和8年度取組予定」と書かれております資料の、1ページをお開きください。こちらからは、基本方針1でございます。説明につきましては、さらにお進みいただきまして、4ページでございます。施策①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」、こちらの(ウ)「新聞記事を教材としたワークシート」の活用につきまして、対象を小学5年生から中学3年生までの児童・生徒に拡大をいたしまして、読み解く力の育成を図ってまいります。

次に、その下、一番下になります(エ)でございます。映像教材を活用した自学自習用デジタル教材を活用する学校を10校から15校へ拡大をいたしまして、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図ってまいります。

5ページの(シ)でございます。学習や能力向上への意欲が高い児童・生徒を対象に実施しております「かつしかチャレンジプログラム」につきまして、令和8年度「プログラミングコース」に「入門コース」を設けますとともに、小学生を対象にいたしました「調べる学習コース」を開設をいたしまして、思考力、コミュニケーション能力のさらなる育成を図ってまいります。

6ページ、③(ウ)でございます。こちらの下から4行目になりますけれども、8年度、小学校のプログラミング教材を更新をいたしまして、プログラミング教育のさらなる推進、学習活動の充実を図ってまいります。

8ページの施策①でございます。こちらさらにページをおめくりいただきまして、9ページ(オ)でございます。令和8年度「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の改訂及び「いじめ防止に向けたリーフレット」の内容の見直しを行ってまいります。

また、(キ)になりますけれども、令和8年度は、弁護士を講師とする研修の実施によりまして、管理職や教職員の対応力の向上と法的責任の理解を深めてまいります。

11ページをお開きください。施策①(カ)でございます。特別支援教室に通室している児童の保護者を対象に実施しておりますペアレントトレーニングにつきまして、令和8年度、対象を従来の小学1年生から3年生の保護者から全学年の通室児童の保護者へと対象を拡大してまいります。

また、(ク)になりますけれども、特別支援教室に在籍している児童・生徒、また通室している児童を対象に、個々の実態や特性に応じた学習アプリを導入してまいります。

こちらのページの一番下になります。施策②の、さらにページをおめくりいただきまして、12ページ(エ)でございます。登校支援や見守り支援を行う登校サポーターにつきまして、令和8年度、配置する小学校を現状の2校から3校へと拡大をいたします。

続きまして、(カ)でございます。ゆとりある生活時程の中で、不登校生徒の支援を行いますチャレンジクラス、こちらを双葉中学校内に開設いたします。

③(ア)でございます。日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」の3教室目を金町地域に新設いたします。

ページをお進みいただきまして14ページをお開きください。こちらですと、施策④(エ)でございます。ICTの活用よりまして、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、各学校のICT活用の推進役となる教職員を対象としました研修の充実を図ってまいります。

16ページでございます。施策①(ア)及び次のページ、17ページの(イ)にそれぞれ記載しております学校で改築の取組を進めてまいります。

また、(エ)でございますけれども、学校施設におけるバリアフリー化につきまして、令和8年度は、小学校2校・中学校1校にスロープを設置するほか、小学校2校・中学校1校に車椅子使用者用トイレを設置いたします。

その下、(オ)でございます。令和9年4月に柴又小学校と東柴又小学校を統合いたしまして、平仮名のしばまた小学校として運営開始いたしますけれども、8年度、校歌の決定等統合に向けた準備を進めてまいります。

その下、(カ)でございます。現在、保護者負担でご購入いただいております算数セットや彫刻刀、粘土板といった一部学用品につきまして、8年度から学校備品として配備をいたしまして、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

19ページから22ページにかけては、用語解説を掲載してございます。以降、基本方針ごとに後ろに解説をつけている形としてございますので、本文とあわせてご覧いただければと存じます。

続きまして、23ページをご覧ください。ここからが基本方針2でございます。さらにページをお進みいただきまして、25ページです。施策①(イ)になりますけれども、毎年、12作品を優秀賞として表彰しております「朝食レシピコンテスト」につきまして、8年度、教育長賞を新設する等の取組によりまして、子どもの発育や成長に関わる朝ごはんの摂取の大切さなどを広く啓発してまいります。

ページをお進みいただきまして、27ページの中ほどになります。施策②(ア)でございます。8年度は、二上小学校に定員80人の学童保育クラブを開設するほか、東金町小学校の増築校舎内に定員110人程度の学童保育クラブの整備工事を行います。

続きまして、その下、(イ)でございます。待機児童解消に向けた緊急対策としての放課後居場所事業でございます「かつしかプラス」につきまして、令和8年度、新規で1校開設いたしますとともに、夏季一時学童保育については実施クラブを5クラブ拡大いたします。

ページの一番下、施策③(ウ)でございます。国が推進しております学校運営協議会(コミ

ユニティ・スクール) につきまして、8年度は松上小学校、新小岩中学校の2校に設置し運営を始めます。

29ページでございます。こちら施策④(ア)をご覧ください。部活動の地域展開を進めるため、8年度は新たな単独校をモデル校として指定いたしまして、現状のモデル校とは異なる練習環境、地域性等について検証を行ってまいります。

33ページをお開きください。こちらからが基本方針3でございます。恐れ入ります。さらに少しページが飛びまして、37ページでございます。施策③(カ)でございます。令和7年度に導入いたしましたオーディオブックにつきまして、8年度、コンテンツを200冊から400冊へと拡大をいたします。

さらにページをお進みいただきまして、43ページをご覧ください。施策②でございます。(ア)の奥戸総合スポーツセンター陸上競技場の照明改修工事など、(イ)から(カ)まで記載のとおりスポーツ施設の整備を進めてまいります。

さらにこちらのページの一番下、施策④でございますけれども、こちら44ページにお移りいただきまして、一番上でございます。令和8年度、お花茶屋図書館、上小松図書館に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を導入してまいります。

最終ページ、48ページに調査概要、参考資料としてつけてございますので、あわせてご覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

**○田中委員** ご説明ありがとうございます。確認でして、基本方針1の4ページ目のところで①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」の(エ)でご説明いただきまして、映像教材を活用した学習の対象校を中学校10校から15校へ拡大しますという話があったのですが、拡大するということで、やる効果が認められたところが前提としてあるのかなと思うのです。その場合に、全校ではなく15校というところが、どういったご判断なのかなというところが気になりまして、その点、伺えればと思います。

**○教育長** 教育指導課長。

**○教育指導課長** まず、こちらの自学自習コンテンツでございますけれども、令和6年度から始めまして、少しずつ実施校を増やしておりまして、効果が少しずつ認められているところで、来年度15校で拡大をして実施して、活用率また効果が認められれば、今後全校に向けてしっかり実施をしていきたいと考えてございます。

**○教育長** 田中委員。

**○田中委員** ありがとうございます。そこは、学校側、効果がありますよということで、学

校側から要望を受けて拡大していくのか、それとも予算とかノウハウの展開だとかそういったボトルネックがあって全校にはできないのかというところをご説明いただければありがたいなと思うのですけれども。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 両方ございまして、学校からの要望、また予算等の関係も含めまして、そういった関係で15校となります。

今後、しっかり活用率を上げていって、例えば定期テスト前に予習・復習で使うというような形で、また放課後の時間に使うとかという形で、子どもたちが触れるような学習をして、それで効果を生み出すと考えてございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知いたしました。無限にお金もあるわけではないですし、自由に入れられないという事情もおりかと思えます。一方で、効果があるというところで、学校によって学習機会の均等性が失われるところを気にしましてのご質問でございました。その点は理解いたしました。

続けて、12ページなのですけれども、こちらの「不登校に係る支援の充実」の(エ)、登校サポーターについてもこちらを「2校から3校へと拡大します」とあったのですけれども、こちらも拡大校については、学校側ですとか学校に応じた、必要な学校が増えたという認識でよろしいのでしょうか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 この登校サポーターにつきましては、小学校長会からもぜひ拡大してほしいという要望がございまして、今回、2校から3校ということなのですけれども、今後成果をしっかり我々も分析して、引き続き拡大には努めていきたいなと思っております。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。不登校の子が増えていますので、区のサポートがあって学校に行けるようになる子が増えればいいなと思ひまして質問でございました。引き続きお願いいたします。

最後に、もう一点だけなのですけれども。23ページ、基本方針2「家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します」というところで、冒頭に幾つかアンケートがついていて、地域活動に参加している子どもの割合が、小学校で37.9%、中学校だと30%強という感じになっております。私も地方創生とかに興味がありまして、こういった子どもの頃の地域活動に参加というところと、それによって地域と利害関係が共有できたりですとか、愛着が湧いたりと

いうところが、将来的な大人になってからの地域の定住ですとか、地域活動の参加というところに相関性がある研究があると理解しております。それで、こういった地域活動の参加率、子どもたち、保護者も含めて理解いただいて、参加いただくというところで、将来の葛飾が明るくなっていくかなと思いますので、ここは要望として引き続きこういった方針に基づいた活動がお願いできればなと思っております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

地域教育課長。

○地域教育課長 今、ご意見を頂きましたように、こういった地域に活動している児童・生徒の割合が多いということは、それだけ地域コミュニティが活性化しているということがございます。我々としては、先ほどご説明した学校運営協議会、今後これが地域コミュニティの核となるような形で進んでいけば、下の値がより高くなっていくのではないかと考えていますので、そこら辺を学校と地域の皆さん方と知恵を出し合いながら、保護者等にもご理解いただくような形で進めていきたいと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 私も同感でして、周年祭に伺ったときに、数十年にわたる卒業生が集まって、顔見知りでもないのに同じ校歌を歌えるですとか、そういったところって地域の連帯だなと思うのです。地元の皆さんとして認識いただいて、大人になってからも「葛飾に住みたいな」とか「葛飾をよくしていきたいな」という人が一人でも増えるといいなと思っておりますので、引き続きお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

続きまして、報告事項等の2「就学援助認定区分等の変更について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、報告事項等の2「就学援助認定区分等の変更について」ご説明申し上げます。

1「概要」でございますが、就学援助の認定区分について「準要保護（一般）」と「準要保護（費目認定）」を「準要保護」に一本化し、認定基準を現在の費目認定と同じ生活保護基準の1.3倍とすることで、保護者負担の軽減を図るものでございます。

国が令和8年度からの使用を義務づけている就学援助の標準化システムにおいては、要保護と準要保護の2区分しか認定区分を設けられなくなっております。このため、これを機に、経済的な理由で就学困難な世帯への支援を手厚くし、一層の負担軽減を図るものでございます。

2「認定区分及び認定基準」につきましては、変更前と変更後の表に記載のとおりでござい

ます。

3「支給対象費目」につきましては、左の表が現在の準要保護（費目認定）でございまして、支給対象が入学と卒業の年度の3費目のみとなりますが、変更後は右の表の準要保護として支給対象が拡大し、現在の準要保護（一般）と同じ費目が支給されることとなります。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。4「認定者数」でございまして、令和8年度の準要保護の認定者数は、4,165人を見込んでおります。

5「実施時期」でございまして、令和8年度から適用いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

続きまして、報告事項等の3「（仮称）葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** それでは、報告事項等3「（仮称）葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」ご説明いたします。

「概要」につきましては、令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」、いわゆる改正給特法につきましては、学校における働き方改革のさらなる推進を図るための「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が、教育職員のサービスを監督する教育委員会に義務付けられました。

こうした法改正の内容を踏まえ、葛飾区教育委員会といたしまして、葛飾区立学校に勤務する教育職員のさらなる長時間勤務の改善と学校教育の質の維持向上を図るため「（仮称）葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものでございます。

「策定の経過」でございます。こちらの検討委員会を設置いたしまして、令和7年12月から令和8年2月の間に計4回にわたり、本計画の策定に向けて検討を進めました。委員につきましては、小学校PTA連合会代表、中学校PTA連合会代表、青少年委員会代表の方に入っていただきまして、検討を進めることになりました。

本計画については、別添のとおりでございます。後ほど説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、次ページ、「今後のスケジュール」でございます。3月17日、文教委員会に庶務報告をさせていただきます。3月31日、教育委員会へ本計画を議案として提出いたします。4月以降、校・園長会へ報告しまして、区の公式ホームページにて公表をいたします。

それでは、計画の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。まず、資料2ページをご覧ください。「葛飾区立学校の現状」でございます。中段に直近3カ年の各10月における時間外在校等時間が、45時間以上である教員数をまとめた表を掲載しております。令和7年10月における時間外在校等時間が45時間以上の教員は、554人であり、全教員の約3割となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。「本計画の目標」でございます。国は、時間外在校等時間目標として、令和11年度までに1カ月の時間外時間が45時間以下の教員の割合を100%とすることを目指すこと等の3点の目標設定を求めています。また、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標を定めることを求めています。

続きまして、5ページをご覧ください。「本計画の目標」でございます。時間外在校等時間につきましては、国の求める成果指標3点を計画に反映をいたします。また、業務への負担や職場の支援を示す指標として、ストレスチェックの結果を使用するなどとしております。

続きまして、6ページをご覧ください。本計画の「取組体系」として、国が指針において教育委員会に対して実施すべきことを示している「『学校と教師の業務の3分類』を踏まえた業務の見直し」「教育職員が担う業務の適正化」「教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」の三つを柱として設定をいたしました。

まず、「『学校と教師の業務の3分類』を踏まえた業務の見直し」では、登下校時の通学路における日常的な見守り活動等の学校以外が担うべき業務。調査・統計等への回答などの教師以外が積極的に参加する業務。給食の時間における対応なども教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の3分類、19項目について業務の見直しを進めます。

それでは、8ページをご覧ください。「取組の内容」でございます。ここから24ページにかけまして、業務の見直しに係る取組を掲載してございます。まず、8ページでございますが、「学校以外が担うべき業務」の①「登下校時の通学路における日常的な見守り活動」では、取組①-1として、シルバー人材センターの活用によって、小学生の登下校時に通学路上の危険箇所案内員を配置することで、児童への案内及び交通ルールとマナーの指導・啓発を行い、今後の取組といたしましては、学校における見守り活動や通学時の危険箇所等の現状を把握し、その上で必要な内容について検討をしていきます。

2点目の取組①-2では、学校地域応援団による挨拶運動、見守り活動に取り組みます。

続きまして、11ページをご覧ください。下段に⑤「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」に係る取組として、取組⑤-1、弁護士資格を有した職員の配置によって、学校などからの公的な相談等を受けられる体制を整えていきます。

続きまして、13ページをご覧ください。「教師以外が積極的に参画すべき業務」の⑥「調査・統計等への回答」では、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用が働き方改革に大

きな効果を上げてきたこと。今後の取組として、引き続き拡充していく、実施をしていくことを表してございます。

続きまして、19 ページをご覧ください。中学校教員の時間外在校等時間の大きな要因となっている部活動について、「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開」によって教員の負担軽減に取り組むことを表しています。

続きまして、21 ページをご覧ください。教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の⑮「授業準備」では、取組⑮-1「スクール・サポート・スタッフ等の配置拡充」や取組⑮-2「授業準備におけるICT等の活用の推進」によって、教員の負担軽減に取り組んでいくことを表しています。

以上のように、国の指針に掲げられた「学校と教師の業務の3分類」に係る業務の見直しを計画的に記載をしてございます。

続きまして、25 ページ、26 ページにかけましては、(2)「教育職員が担う業務の適正化」として、各学校において校長がリーダーシップを発揮して、働き方改革に関する取組を推進していくこととして、「働き方改革に配慮した教育課程の編成」や「学校行事等の精選」などに取り組むことを記載してございます。

続きまして、27 ページから 28 ページをご覧ください。こちらにつきましては、「教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」として、「産業医による職場巡視・面接指導の実施」や「安全衛生対策の充実」などに取り組むことを記載してございます。

最後に、29 ページをご覧ください。こちらの計画の推進に向けて、「保護者・地域への周知と理解促進」などに努めることを記載してございます。この「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実施によって働き方改革を進め、教員一人一人が、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き生きと児童・生徒への教育に邁進できるようにし、教員職員が子どもたちに全力で向き合えるようよりよい学校教育を実現してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 学校の働き方改革もいよいよ佳境に入って、今度、国が業務量の実施計画をつくりなさいということで、葛飾区、具体的で分かりやすいとても素晴らしい内容になっているんじゃないかと思います。具体例を挙げて、先生方あるいは地域の代表の皆さんとが力を合わせてつくったのかなと思います。特に6 ページ、7 ページ、このあたりの学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し、これは三つの分類に分けられる。それから、二つ目は教育職員が担う業務の適正化、そして三つ目が教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組ということで、今度、これを学校長や園長先生がどのように周知徹底を図るか。特に3分類、学校以外が

担うべき業務、あるいは教師以外が積極的に参加すべき業務、あるいは教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、教員が中身を理解していない。教員に対する啓発と、それから地域・保護者、代表の方が参加してつくっておりますが、学校運営協議会などその他いろいろなことを利用しながら周知できるかどうかは、学校長のリーダーシップにかかってくるのかなと思います。何しろ月 45 時間をまだまだ超えている現状が、小・中学校の教職員にあります。これを打破するために、できるだけ 30 時間に抑えることを、教職員あるいは地域・保護者に向かって声を発していくということで、ぜひ、この働き方改革の目的を達成するように頑張ってもらいたいなと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、学校への周知でございますが、4月に校長会、園長会の中でしっかり周知をしてもらいます。また、学校の中では研修会、または職員会議等をしてこちらの実施計画につきましても、しっかり教員に周知できるとともに、また地域・保護者につきましても、区のホームページまたはHome & School等々で周知徹底を図っていきたいと思っております。何しろ教員がしっかり意識改革をしながら、働き方改革を進めていくところがとても大事だと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 まとめていただき本当にありがとうございます。ただ、教員の働き方改革を進めていかなければならないかなとは思いますが、地域との関係をどうしていくというところはここにはうたわれていないので、地域の方に広く、こういう素案がまとまりましたということでお知らせしていかなければならないのですが。これを読むと、ますます地域はどうしたらいいのだろうと迷うところはあるということ、率直な意見として申し上げます。ですけれども、この方針がまとまったので、先ほど壺内委員がおっしゃっていましたが、幅広く進めていただきたいので、ホームページだけではなくて、もっと概要版みたいのをつくって配布してみるとか、必要があれば、学校が説明するというよりは、教育委員会から各地区委員会さんで説明してほしいということがあれば、積極的に説明に向かうということも検討していただきたいかなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。まず、地域・保護者にしっかり周知徹底を図るために、ホームページ以外に概要版をつくりながらというところで、今後、どのようにして概要版をつくるかどうかを検討させていただきたいなと思っております。また、地域に説明がというところでございますけれども、もしそういったお話があれば、検討させていただきたいと思

っているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 教員の働き方改革で、今大事なのは学校の授業時数というのをいかに減らしていくかというのは大きな課題なのではないかと言われています。かつては学習指導の標準時数は最低だなんて言われていた時代があって、いかにそれより多くやるかなんてことを各自治体とか学校現場は苦労したことがあるのだけれども。今はもう、昨年私も文科省の教育委員の研修を受けたときに、「こんなに学校は上回っているのです。減らさないのです」と文部省は平気で言っているのです。だから、もっとどんどん減らしていいのだというのが、まだまだ管理職にも伝わっていないというのですか。教員の業務、授業準備なり子どもへの対応なりというのをいかに増やしていくかと考えたときに、放課後の時間なりゆとりある授業時数だと思うので。実際にとっても大事ななと感じてはいるのですけれども。恐らくもう令和8年度の教育課程届出はほぼ終わっている時期ではないかなと思うのですけれども、実際に8年度の届出の状況では、時数の上回り方というのは減らせているのかどうか。ここが8年度、働き方改革をどれだけ進めていくかというとても大事なところだと思うので、もし分かれば教えていただきたいなど。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 教育課程の今年度の届出につきましては、既に相談日が終わって、提出日も終わってございます。傾向といたしましては、昨年度よりは時数を減らしてきているというところでございます。今後もしっかり管理職に、標準時数に近い形でというところで指導させていただきたいなと思ってございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 受理するに当たって、余り多いのは受理しないという形で厳しく、教育委員会としてはこの部分、指導力を発揮する大きなところかなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教員の対応の、負担の軽減のところ、弁護士を配置してくださっていることについては、教員って法律の部分、すごく苦手なところかなというのが多いので、ありがたいなと思うのですけれども。弁護士を区で雇って配置して相談に当たってくださるようになって2年ほどたちますが、今、8年度の1月から2月末までで17件とありますけれども、どの程度件数があったのかなというのを知りたいです。

あとうまく対応してスムーズにいった具体例とかがあれば、これは教員じゃそこまでできないよなという例があれば、もし分かっていたら教えていただきたい。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 弁護士でございますけれども、実は昨年度ですか、それまで法規担当副参事

という形で常勤で弁護士がいたのですけれども、2月で一旦退職をして、その後しばらく不在の期間がございました。1月から会計年度任用職員ということで、4週10日の勤務ということで募集してほしい、それで今、配置をしております。引き続き、4月以降も4週10日という形で配置できるように、今、改めて、来年度の公募をかけているところでございます。

相談件数については、1月以降の分について記載のとおりなのですが、申し訳ございません。以前の部分については、改めてご説明させていただければと思います。ただ、17件の内訳的なところで申し上げますと、学校に関するものがほとんど。学校からの依頼を受けて対応しているものがほぼほぼ、17件のうち16件だったかと思っておりますけれども。学校から、例えば保護者対応だったりですとか、そういったところで相談を受けて、法的な見地から回答しているといったようなところでございます。中には、幼稚園から、これから入園したいという保護者からも相談を受けたりとかもしているといったことも聞いているところでございます。

○教育長 好事例みたいなものはありますか。

教育指導課長。

○教育指導課長 好事例でございますけれども、例えば最近の保護者では、何かトラブルがあったときに文書で回答してほしいというお話がございます。その中で、文書に関する事で、どういった文書を出せばいいのかという相談に乗っていただいていることで、それで校長たちは大変助かっている話は聞いてございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 ぜひいい事例なんかはどんどん校長に広めてもらって、スムーズに学校現場の管理職が活用できるといいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で、報告事項等の3を終わります。

続きまして、報告事項等の4「令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、報告事項等の4「令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について」説明をいたします。

まず、1「調査の目的」、2「調査の内容」、3「調査の対象」につきましては、記載のとおりでございます。「調査実施期間」につきましては、令和7年5月から6月でございます。また、5「調査結果に関する留意点」でございます。本調査結果につきましては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までで示しているため、百分率の合計が100%にならないことがございます。

次に、6「児童・生徒の体力・運動能力」についてでございます。3ページをご覧ください。

なお、今年度より報告様式を変更させていただきました。昨年度までは全種目を都平均と比較しておりましたが、今年度から子どもたちの体力の総合評価を分析し、その経年変化を見ていくというところでも変更させていただいております。また、参考として小学校5年生、中学校2年生の結果を報告してございます。

初めに、小学校の結果でございます。体力合計点の平均でございますけれども、第5学年男子・女子を抜粋して報告いたします。男子は、平成29年度をピークに令和6年度まで低下傾向が続きましたが、令和7年度に向上をいたしました。一方、女子は平成30年度をピークに令和7年度まで低下しております。このことから、体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要であると考えてございます。

次に、総合評価についてでございます。4ページをご覧ください。先ほど申し上げたとおり、今年度より総合評価の分析を行い、C以上の児童の割合に着目をいたしました。総合評価につきましては、AからEの割合をグラフで示してございます。C以上の評価の児童の割合は、第1学年男女、第4学年女子、第5学年男子、第6学年男子が前年度と比べて向上いたしました。しかし、第2学年男子、第3学年男子、第5学年女子、第6学年女子は、令和5年度から令和7年度にかけて連続して低下をしてございます。このことから、体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要であると考えております。

小学校における各種目の平均でございます。6ページをご覧ください。こちらも第5学年男子・女子を抜粋してご報告をいたします。令和7年度は、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルランについて、男女ともに前年度と比べて向上いたしました。一方で、令和7年度は握力について、男女ともに前年度と比べて低下をしてございます。また、立ち幅跳び、ソフトボール投げについては、令和7年度は前年度と比べて、男子は向上したものの女子は低下いたしました。

これらの結果から、体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出及び自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組が必要であると考えてございます。

続きまして、7ページをご覧ください。中学校の結果でございます。体力合計点の平均について、第2学年男子・女子を抜粋し、ご報告をいたします。

男子は、平成元年度から向上傾向が続いてございます。女子は、平成30年度をピークに令和6年度まで低下傾向にありましたが、令和7年度は男女ともに前年度と比べて向上をいたしました。このことから、保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要であると考えてございます。

続きまして、8ページをご覧ください。総合評価でございます。中学校もAからEの割合をグラフで示してございます。C以上の評価の生徒の割合は、令和7年度は第3学年女子を除き、前年度と比べて向上いたしました。特に、第1学年男女、第2学年男子、第3学年男子につきま

しては、令和5年度から令和7年度にかけて連続して向上をしてございます。一方で、第3学年女子は令和5年度から令和7年度にかけて連続して低下をしてございます。

このことから、保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要であると考えております。

続きまして、9ページをご覧ください。中学校における各種目の平均でございます。こちらでも第2学年男子・女子を抜粋して説明いたします。令和7年度は、上体起こし・反復横跳び・20メートルシャトルラン・50メートル走・立ち幅跳び・ハンドボール投げについて男女ともに前年度と比べて向上いたしました。一方、握力は、令和7年度は前年度と比べて女子が向上したものの男子は低下しております。長座体前屈は、令和7年度は前年度と比べて女子が向上し、男子は横ばいとなっております。

このことから、保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出及び自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組が必要であると考えてございます。

続きまして、10ページをご覧ください。児童・生徒の生活・運動習慣についてご説明をいたします。初めに、小学校の結果でございます。運動やスポーツをすることは好きかどうかについての質問に関して「好き・やや好き」と肯定的な回答をした児童の割合は、前年度と比べて、第1学年男子、第3学年男女、第5学年男子で増加をしております。また、体育の授業が楽しいかの質問に関して「思う・やや思う」と肯定的な回答をした児童の割合は、前年度と比べて、第4学年男女、第5学年女子、第6学年男子で増加いたしました。

このことから、体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要であると考えております。

運動やスポーツの取組日数に関する質問に関して、「週3日以上している」と回答した児童の割合につきまして、前年度と比べて、第1学年男子、第2学年男女、第4学年女子を除き、低下をしております。また、1日の運動時間の質問に関して「1時間以上」と回答した児童の割合につきましては、前年度と比べて、第1学年男子を除き、低下しております。

このことから、多様な運動機会の創出が必要であると考えております。

1日の画面視聴時間の質問に関して、「3時間以上」と回答した児童の割合については、前年度と比べて、第1学年男女、第2学年女子、第3学年男女、第4学年男女、第5学年男子、第6学年男女で増加してございます。

このことから、生活習慣を見直し、改善を図ることが必要であると考えております。

次に、中学校の結果でございます。13ページをご覧ください。運動やスポーツをすることは好きかどうかについての質問に関して、「好き・やや好き」と肯定的な回答をした生徒の割合は、前年度と比べて、第1学年女子、第2学年男子、第3学年男女で増加をいたしました。また、保健体育の授業が楽しいかの質問に関して、「思う・やや思う」と肯定的な回答をした生徒の割合は、前年度と比べて第1学年男女、第2学年男子、第3学年男女で割合が増加をしております。

ます。

このことから、保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要であると考えてございます。

運動やスポーツの取組日数に関する質問に関して、「週3日以上している」と回答した生徒の割合について、前年度と比べて、第1学年男女、第2学年男子を除き、低下をしました。また、1日の運動時間の質問に関して、「1時間以上」と回答した生徒の割合について、前年度と比べて、第2学年男女、第3学年女子を除き、低下をしております。

このことから、多様な運動機会の創出が必要であると考えております。

1日の画面視聴時間の質問に関しては、「3時間以上」と回答した生徒の割合につきまして、前年度と比べて、第1学年女子、第2学年女子で増加をいたしました。

このことから、生活習慣を見直し、改善を図ることが必要であると考えてございます。

最後に、16ページをご覧ください。8「各学校の取組」でございます。4点、取組がございます。まず1点目は、「体育・保健体育の授業の充実」でございます。児童・生徒が主体的に体を動かしたり、運動の楽しさや喜びを味わったりするために、自ら考え、運動する場面や、運動の特性に触れる機会を増やします。また、教育委員会が主催する体育実技研修会において、有識者から学んだ指導方法を活用し、運動の特性を理解した上で、授業を実施いたします。

2点目は、「自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組」です。児童・生徒または教員のデジタル端末から入力及び閲覧できるシステム「東京ALPHA」の効果的な活用を図ります。また、児童・生徒が「東京ALPHA」に結果を入力した後、提示されるフィードバックコメントや適切な運動プログラムにより、自身の体力の現状を把握し、運動への意欲につながります。

3点目は、「多様な運動機会の創出」です。小学校第1学年の体育の授業において、外部講師の指導により、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにします。また、児童・生徒が持久走や縄跳び、日常的に取り組むことができるよう、運動や授業の中で継続して運動に親しむ機会を設定して実施いたします。また、本調査結果を分析したことを基に各学校において「体力重点取組」を設定し、計画的に児童・生徒の体力向上を図ります。さらに、体力向上推進校等のよりよい実践内容を参考に、各学校において効果的な取組を実施いたします。

4点目は、「生活習慣を見直し、改善を図る取組の推進」です。小学校体育科「健康な生活」、中学校保健体育科「健康な生活と疾病の予防」の授業等において、正しい生活習慣について指導いたします。また、教育委員会で実施をしている、「デジタル機器を使わない時間をつくる「かつしかアウトメディア・チャレンジデー」の取組を学校だより及び保健だより等を通して、保護者へ周知し、生活習慣の改善を図ります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 昨年まで都の平均とか全国平均との比較で葛飾区の推移を表していたのですが、この5段階にしたのは、とてもよかったかなと思います。これで見えていくと、いかにDとEを減らしていくか。今、現状、運動の二極化と言われて、ゲームとかスマホに時間を費やしてしまっていて運動しない子が増えている中で、D・Eというのは非常に増えていく心配があると思うので、とてもそういう意味ではよかったかなと思います。各学校においても、いかにD・Eを減らしていくかというのが大きな目標に、平均にしてしまうと分からない部分というのはこれで見えてくるかな。これでどんな取組を重点的にやっていくのかも見えてくるかなと思って、これもよかったかなと思います。

それを見ていて、意外だったなと思ったのは、小・中学校の男女と、1ページ、それから8ページの中学校の男女で見たとき、中学校の女子が高いのです。C・Dが少ないというのが、意外。ほかに運動好きかを見ると、中学校の女子は低いのですが、ここが高いというのは指導課としてはどう分析しているのかというのが知りたいかなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 中学校に入りまして、部活動をそこで運動する機会をしっかりとつくっているというところと、また保健体育の授業の中でしっかり運動しているというところの技能の高まりというところでは考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○井口委員 分かりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

谷部委員

○谷部委員 井口委員がおっしゃったように、二極化は小学校が特にすごいかと思っていて、多分平均にならしてしまうとこの数字が出ていますけれども。ボールを全く投げられない子とものすごく投げられる子の差が本当に激しいです。中学校に行ってしまうと、すごくできるお子さんはずっと私学とかそういうところにおいて、中学校の数字が割と信頼性があるのかなと思ってしまいうらいなのですけれども。学校の体育も人が成長していく上でも、体を動かすことは大切だと思いますので、運動というところでどうしてもスポーツみたいな感じになってしまうのですけれども。より体をどう動かしていくか。例えばリズムに乗ってとかそういうことでもいいので、動かす機会が必要ということで体育の内容も考えていく必要があるのかなと思います。それとともに、保護者もそういう理解を、突出してこれだけやらせるという保護者もいますし、普通に公園で保護者も一緒に遊ぶという子もいますし。あとは、ゲームも今、スポーツと言われているのでどうなのだろうと思うのですけれども、これタブレット端末を見る時

間が3時間以上と言われていますが、中学生だと2桁に達している子もかなりいるのではないかと思われる今日この頃なので、保護者と一緒に体を動かすということは考えていきたいなと思いました。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、体を動かす機会というところで、体育の授業の中で授業改善をしまして、しっかり運動の確保ができるような形で進めてまいりたいと思っております。また、休み時間はしっかり外で遊ぶという奨励をやりたいと思っております。また、保護者への周知徹底につきましては、保健だよりとか学校だよりで周知をさせていただきたいと思っております。

○教育長 井口委員。

○井口委員 スポーツテストの実施時期が、5月から6月となっていますけれども、2カ月間あるので、学校の取組方にもかなり影響があるのかな。全校挙げて、スポーツテストを頑張ろうという取組をやっている学校と、日頃、定期的な活動もやっているのだろうけれどもそういう取組も大事なので、ぜひ校長先生が音頭を取って、そういう学校の取組を盛り上げることも必要かなと思います。あと5月、6月、2カ月間あると葛飾教育の日が2回入っていますが、この葛飾教育の日に実施するともものすごく数字がいいのです。保護者が檄を飛ばして我が子を応援していて、そんな結果も見ているので、小手先に数字云々じゃないのだけれども、そういう取組方とか、実施日も選んでやることも必要かなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 学校によって取組方のバラツキはやはりありますので、取組方をしっかりやれるような形で管理職には周知徹底を図りたいと思っております。葛飾教育の日につきましては、そういった具体例もあるという話は少しやらせていただきたいと思います。

○教育長 親子で一緒にというのもいい取組です。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私もこのデータを頂いて見ていて、体力合計点の推移というところと、次ページ以降にアンケートとか調査があるのですけれども。なかなか相関性が見えなくて、どういったところが体力向上につながるのかなというのはあったのですけれども。今、井口委員のお話を聞いていろいろな要素があるのだなということを理解し、こうすればこうというのがないのが実情ですし、この16ページ以降書いていただいたこういった施策をやって、中長期的に浸透させて、目的は数値を上げるのではなく、基礎的な体力をつけたり技能をつけることだと思うので、効果が出るというのかなという理解をしました。

私も定性的な意見になってしまうのですけれども。本当を言えば、この16ページの取組の(3)「多様な運動機会の創出」ですとか、(4)の生活習慣、日常的な運動しましょうねと

いうところでいくと、これもある先生、水元地区の学校の経験と、あとはもっと住宅街の学校の経験のある先生で言うと、水元地区の子って体力あるのだよねという話をして、広い公園があって、そこに日常的に遊ぶという経験が体力の向上につながっているのかなというのもあり、何かエビデンスがあるわけではないですけども、さもありなんと私も思いました。

一方で、例えば住宅街の学校地域だと公園が少なかったり、今、WBCをやっている「大谷翔平、カッコいいぞ。自分も野球がやりたい」と思って、近くの公園行ったら野球禁止ですと書いてありますということだと、機会損失につながってしまうので。教育委員会の文脈とは違うのですけれども、そういった公園側とも協議をしながら子どもの運動場所の確保というところを区として取り進められるといいなということを思いました。この範囲でご検討いただければと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 日常的な取組ということで、まず授業でしっかり体力をつけていくということと、また遊び場所につきましても、他課と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうかね。

以上で、報告事項等の4を終わります。

続いて、報告事項等の5「令和7年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の5「令和7年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」ご説明いたします。

1「概要」ですが、スポーツ基本法第20条の規定に基づき、葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をしたものを区長が表彰するものでございます。

2「推薦団体」につきましては、一般社団法人葛飾区スポーツ協会、小学校体育連盟、葛飾区スポーツ推進委員協議会により推薦を受けております。

3「推薦基準」といたしましては、(1)「体育功労者」は、区内において、スポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に寄与するとともに、地域、職場及びスポーツ協会においてスポーツ振興に尽力し、かつ、広く地域社会へ貢献度が高い者が対象でございます。

(2)「社会体育優良団体」は、区内において、スポーツ・レクリエーションの普及及び発展に貢献し、組織的な体育活動を実施し、組織内においてスポーツが全般的に普及しており、かつ、団体設立後5年以上が経過し、年々体育活動が向上していると認められる団体が対象でございます。

4「選考委員会」につきましては、令和8年2月6日に開催いたしました。

次ページにお進みください。5「被表彰者」として、体育功労者14名、社会体育優良団体1

団体を選考いたしました。なお、体育功労者及び社会体育優良団体一覧は、別紙のとおりでございます。

6「表彰方法」ですが、令和8年4月12日日曜日、開催予定の2026かつしかスポーツ大会総合開会式の席上で表彰する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

以上で、報告事項等の5を終わります。

続いて、報告事項等の6「令和8・9年度葛飾区スポーツ推進委員の決定について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 続きまして、報告事項等の6「令和8・9年度葛飾区スポーツ推進委員の決定について」ご説明いたします。

1「概要」といたしまして、スポーツ基本法第32条及び葛飾区スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、令和8・9年度のスポーツ推進委員を選考したため、報告するものでございます。

2「委員選考の要件」といたしましては、区のスポーツ推進のため、社会的人望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、区民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行うに当たり必要な熱意と能力を持つ者といたしております。

3「主な職務」ですが、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと」をはじめ、記載のとおりでございます。

次ページをご覧ください。4「任期」は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで、2年間でございます。

5「委員一覧及び内訳」ですが、一般社団法人葛飾区スポーツ協会加盟団体から18名、葛飾区青少年育成地区委員会から32名、公募区民から2名の計52名を葛飾区スポーツ推進委員として委嘱いたしました。

詳細は、3ページ、別紙「令和8・9年度葛飾区スポーツ推進委員一覧」のとおりでございます。

6「選考経過」でございますが、(1)令和7年9月29日、第1回葛飾区スポーツ推進委員選考委員会において、選考基準を決定いたしました。(2)その後、当該選考基準に基づき、一般社団法人葛飾区スポーツ協会及び連合葛飾地区協議会に推薦依頼をし、各地区のバランスを勘案し、葛飾区青少年育成地区委員会及び総合型地域スポーツクラブに推薦を依頼するとともに、区民の公募を行いました。

(3)令和8年2月6日、第2回葛飾区スポーツ推進委員選考委員会において、委員候補者

について、令和8・9年度葛飾区スポーツ推進委員として適任であることを承認いたしました。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 教えていただきたいのですけれども。選考に当たって人数の上限があるのかということと、地区のバランスということだったのですが、バランスが結構とれているのかなという疑問があったりすることと、あと公募は実際何人応募があって、それで2人になったのかなというところを教えていただきたいのですけれども。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 まず、委員の上限ですが、55名でございます。

また、地域のバランスということですが、地域の人口割をして現在のところ8,500人に1人というところで、人口割でバランスを考えております。ただ、推薦が上がってくる段階で、その辺のバランスは多少崩れてきているところではございますが、55名の上限の範囲内で配置しているというのが現状でございます。

また、公募の人数といたしましては、2名の方が公募に上がり、面接等選考を行った結果、適任であるということで選考委員会に上げさせていただいたという事例でございます。

以上です。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わります。

続きまして、報告事項等の7「体育施設の利用の在り方に関する見直しについて」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の7「体育施設の利用の在り方に関する見直しについて」説明いたします。

1「目的」ですが、本区のスポーツ振興を一層活性化し、区民がより公平かつ快適に利用できる体育施設の環境を整備するため、体育施設の利用の在り方について見直すものでございます。

2「内容」ですが、四つの視点により見直しを行ってまいります。一つ目は「優先利用の見直し」でございます。本区の体育施設では、葛飾区体育施設指定管理者が特に認める基準により、基準に該当する団体の利用については、一般利用者の利用申請受付け前に申請を受け付けております。以下、優先利用と言います。同基準では優先利用に当たって、団体の公共性や利用目的により優先順位を設定しており、協定団体等の優先順位は区または教育委員会の行政主

催行事等と同一の第一位としているが、各団体の公平性をより担保するために、優先順位の見直しを行ってまいります。

「検討内容」としては、協定団体等の利用目的に応じて、優先順位を見直してまいります。優先順位については、第一位を区または教育委員会の行政主催行事等に限定し、第二位の区のスポーツ施策を推進する行事として協定団体等の公式戦等、第三位を区のスポーツ振興に寄与する団体の活動といたします。

見直し案は5ページ、別紙のとおりでございます。

これまで長年、本区のスポーツ施策の推進をともに進めてきた葛飾区スポーツ協会及び加盟団体等、協定団体等を同列といたしました。これにより、区の施策を進める団体同士がお互いで調整を行いながら会場を確保する仕組みといたします。

1ページ目にお戻りください。「今後の予定」ですが、令和8年4月から関係団体へ周知を行います。2ページ目にお進みください。令和8年8月から関係団体へ令和9年度分の体育施設確保の希望調査を行った上で、令和8年11月、12月に新基準による屋内施設、屋外施設の利用調整会議を行い、令和9年度の体育施設を確保してまいります。

二つ目は、「営利を目的する場合の利用料金適用の拡大」でございます。令和7年10月1日から、陸上競技場や多目的広場などにおいて営利を目的として体育施設を利用する場合の利用料金を、通常の100分の200とする条例改正を行いました。今後、営利団体の利用実態を把握した上で、原稿に記載の体育施設に加え、体育館や野球場などその他の体育施設についても適用の拡大について検討してまいります。

「今後の予定」ですが、令和8年6月に文教委員会にて、条例改正案を概要報告した上で、令和8年9月の文教委員会で、条例改正案を付議してまいります。その後、令和8年10月から利用者へ周知を行い、令和9年1月には次年度の4月分の体育施設抽選が開始され、令和9年9月から営利を目的とする場合の利用料金適用を拡大してまいります。

三つ目は、「協定内容の見直し」についてです。本区のスポーツ振興及び地域の活性化を図ることを目的として一部の団体と協定を締結しており、当該団体に対して、協定を根拠に体育施設の優先利用を認めております。現行の協定内容では、団体の活動実態や経営リスクが把握できない、第三者が介入するリスクがあるといった課題があるため、今後、これらの課題に対応できる規定を追加した新たな協定案を作成し、当該団体と再度協定を締結してまいります。

なお、新規の団体と協定を締結する際も同様に、新たな協定案により協定を締結することといたします。

3ページ目をご覧ください。この「現在、協定等により体育施設を優先利用している団体」は、株式会社リガーレ東京と株式会社南葛SCの2団体でございます。なお、南葛SCに関しては、協定を締結している団体ではなく、団体の活動を支援するために文書を取り交わしてお

りましたが、今回の見直しを契機に協定を締結することといたします。

ウ「検討内容」ですが、現行の課題に対応するため、活動実績報告の義務化、運営状況報告の義務化、権利義務の譲渡禁止を条項へ追加することを検討してまいります。

「今後の予定」ですが、各団体との協定案については、別途、文教委員会へ報告した後、各団体と協定締結に向けて協議を進めてまいります。

四つ目は、「利用者登録の見直し」です。体育施設利用者登録において、現在は登録カードの有効期限を自動更新としており、利用者による更新手続を必要としていなかったため、実態のない複数の登録カードが存在する状態となっております。これに対し、自動更新を廃止し、利用者に更新手続を求めることといたします。

また、個人登録の引落口座について、委任状があれば本人名義以外の登録でも可能としてきたことから、1個人により複数の登録カードを利用した体育施設の独占的な利用が疑われる事例が発生しておりました。

4ページ目をご覧ください。これに対し、引落口座名義の要件を整備してまいります。現行との変更点ですが、登録カードの自動更新を廃止し、有効期限3年間経過後に登録カードの継続利用を希望する者に対し、更新手続を求めてまいります。また、引落口座の要件ですが、個人登録については現行制限なく本人以外の口座登録を可としていましたが、例外を除き、本人名義口座といたします。なお、グループ登録等については、代表者や構成員、団体名に関する口座とし、変更はいたしません。

「今後の予定」ですが、令和8年4月から利用者へ周知した上で、更新手続の開始は、指定管理者と協議後、速やかに開始してまいります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

久保委員。

○久保委員 確認なのですが、個別の対象になる体育施設ということで、2ページ目に対象の施設が書いてありますけれども。ほかの公共施設でも、例えばホールで卓球とかバドミントンとか、ダンス系のそういう活動もできる場所がありますけれども、そういう団体との調整もこれにかかってくるのでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今回の見直しについては、体育施設の見直しでございまして、ほかの地域コミュニティ施設とは切り離して考えております。

以上です。

○教育長 久保委員。

○久保委員 では確認ですけれども、今後、将来的にプールなどの建設も進んでおりますので、

そういう施設なども対象になってきますか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今、建設・整備が進んでいるプールにつきましては、学校教育施設として整備をする予定でございまして、基本的には、まず学校を優先的に授業で使ってまいります。学校が使わないときには、区民に開放する考えでございまして、これから具体的なルールなどは整備をしていく予定でございまして。

以上でございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 もう一回、確認です。そうしたら、これから学校の教育施設としてつくっていくプールなどは、基本は教育委員会が持つということで、公共施設というコミュニティ施設とは別なルールで開放して地域に利用していただくという形の考え方でよろしいですか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今、おっしゃっていただいたとおり、社会体育施設とは別物でございますので、今、学校も地域に開放するような取組をやっておりますが、それを軸にしながら利用しやすいような形のルールづくりを、これからプールについては検討させていただきたいと思っています。

○教育長 久保委員。

○久保委員 分かりました。最後に要望で。これから学校教育の施設でつくっていくプールなのですけれども、最終的に学校で使わない時間は地域に開放するというのが、既に分かっているわけです。ということは、そこに来る方の利用者の利便も含めて、駐車場なり駐輪場なり、プールはプールとしてももちろん規格があると思うのですけれども。そういう利用者の視点に立った設計とか、そういうことも合わせて、幾ら教育委員会で使う学校施設とはいいながらも、そういう活用をしていく、兼用していくわけですから、そういう利用の利便も含めて設計や実際の動かすときのプールづくりなども柔軟に検討していただきたいということを要望をお願いします。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 おっしゃっていただいたとおりですが、当初から区民利用も想定をした上で、設計も進めておりますので、区民の方にも快適に使っていただける施設にしてまいります。

以上です。

○久保委員 お願いします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わります。

続きまして、報告事項等の8「区政代表・一般質問要旨（令和8年第1回区議会定例会）」についての報告をお願いします。

教育次長。

**○教育次長** それでは、2月26日及び27日に開催されました令和8年第1回定例会本会議における代表質問及び区政一般質問のうち、教育委員会に係る質疑内容につきまして概要をご報告申し上げます。

まず第1の、代表質問でございます。1ページをご覧ください。自民党、筒井たかひさ議員のご質問です。葛飾の教育現場に触れて、教育長が持った感想と任期中に推し進めていく教育についてのご質問に対して、学校訪問を通じて感じた子どもたちや教員の様子をお示した上で、授業の充実を図るための取組や学習環境の整備に係る取組を進めること。

また、様々な取組を効果的に進めるために、各学校の管理職をはじめとする教職員と積極的にコミュニケーションを図ることについて、教育長として事務局職員の先頭に立って取り組んでいく旨を教育長から答弁いたしました。

次に、4ページをお開きください。「生きる力」「非認知能力」についてのご質問に対して、「生きる力」と「非認知能力」に関する認識をお示した上で、それらの育成に向けて実施している取組について、今後は学習意識調査の中にある質問項目を指標としてさらに推進していく旨を教育長から答弁いたしました。

6ページをご覧ください。紙とデジタルの使い分けについてのご質問に対して、本区においては紙とデジタルを適切に組み合わせるハイブリッドな教育環境を実現し、それぞれの強みを最大限に引き出すことが大切であり、今後も各学校において子どもたちの実態や学習内容に応じて、紙とデジタルの特性を最大限に生かした学習を推進することなどを教育長から答弁いたしました。

8ページをご覧ください。中1ギャップの解消についてのご質問に対して、中1ギャップの解消の実現に向け、各小学校では「葛飾教師の授業スタンダード」に基づいた授業改善を推進していること。また、教科担任制については、本区では令和5年度からモデル的に導入しているが、実施校からは様々な報告や指摘があるため、8年度は実施校を拡大して、その効果や課題をさらに検証することを教育長から答弁いたしました。

10ページをご覧ください。チーム担任制についてのご質問に対し、各学校では学級担任によるきめ細かい観察や面接等に加えて、様々な立場の教職員がチームとなり、子どもたちの要請について共通理解を図りながら、教育活動を実践していること。今後も組織的に子どもたちを見守っていくよう研修等を通じて、各学校に指導・助言していくことを教育長から答弁いたしました。

次に、11ページをご覧ください。教員が子どもと向き合う時間の創出についてのご質問に対

して、教員が子どもたちへの対応に力を注ぐことができるよう業務改善を進めることは重要との認識をお示しして、ICTの活用による業務の効率化に向けた取組などをご紹介した上で、今後、令和8年から11年度までを期間とする教員の業務量管理に係る実施計画を策定し、業務の効率化等をさらに推進することを教育長から答弁いたしました。

次に、13ページをご覧ください。教育委員会事務局における課題に対する取組についてのご質問に対して、直面している様々な課題があることを認識していること。中でもバルサアカデミー葛飾校の問題について現在区民がより公平かつ快適に体育施設を利用できる環境の整備に向け、体育施設の利用の在り方について検討を進めていること。また、今後の同校への対応については、第三者調査委員による調査結果を踏まえて、適切に判断する旨を教育長から答弁いたしました。

次に、15ページをご覧ください。公明党、清水こういち議員のご質問です。本区独自の魅力的な教育環境の構築についてのご質問に対して、子どもたちに、コミュニケーション力や協調性、豊かな人間性などについて身につけさせることは教育長として取り組まなくてはならない大きな課題との認識をお示した上で、学校改築や教員の資質向上、地域社会との連携などについての令和8年度の具体的取組内容を教育長から答弁いたしました。

17ページをご覧ください。共産党、木村ひでこ議員のご質問です。新宿とお花茶屋の学校施設としての温水プール建設についてのご質問に対し、屋内温水プールの建設は費用面のみならず利便性も考慮した上で、学校外に設置することとしたものであり、建設を見直す考えはない旨を答弁いたしました。

次に、18ページをご覧ください。入学祝い金の支給についてのご質問に対して、就学援助における入学準備金の支給、給食費や修学旅行費等の無償化を行っていることから、現時点において実施する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、19ページをご覧ください。かつしかプラスについてのご質問に対して、待機児童対策として合理的な施策と考えていること。待機児童の一時的な受け皿であり、学童保育クラブのような習慣の指導等を行っていないことから、不公平が生じているとの認識はない旨を答弁いたしました。

次に、20ページをご覧ください。中学生の広島・長崎への式典派遣や修学旅行での平和学習の推進についてのご質問に対して、式典派遣は考えていないこと、教育委員会として就学旅行について特定の行く先や学習内容を推奨することは考えていない旨を答弁いたしました。

次に、21ページをご覧ください。かつしか立憲、かわごえ誠一議員のご質問です。生涯学習社会の実現に向けた考えについてのご質問に対して、生涯学習社会の実現には学校教育をはじめとした様々な教育について関係性を意識しながら進めていくことが重要であることから、各課が連携し様々な取組を実効性のあるものにするすることで、本区における生涯学習のさらなる充

実を図る旨を教育長から答弁いたしました。

次に、23 ページでございます。次期学習指導要領に向けた取組についてのご質問に対して、令和7年9月に取りまとめられた論点整理に示されている内容のうち、現在の学習指導要領の趣旨を引き継いでいるものについては、これまでの取組をさらに推進するとともに、新たな内容については、文部科学省等の動向を注視することを教育長から答弁いたしました。

次に、24 ページでございます。インクルーシブ教育の課題と今後の方向性についてのご質問に対して、通常学級と特別支援学級との交流等の一層の充実や、特別支援学校との副籍交流の推進を図ることが課題であるとの認識をお示し上で、現在の取組を継続し、障害の有無に関わらず全ての児童・生徒が互いに認め合いながらともに学ぶことができる教育の充実に努めることを教育長から答弁いたしました。

次に、25 ページでございます。コミュニティ・スクールの導入の意義と今後の取組についてのご質問に対して、保護者や地域住民が学校の当事者として学校運営の課題や目標を共有し、連携・協働して課題解決へとつなげていくことにより、学校を支援する取組がこれまで以上に充実するとの考えをお示しした上で、導入に当たっては東京都CSアドバイザーを活用した説明会等を開催するとともに、先行自治体の取組について協議会委員に適宜情報提供するなど、教育委員会事務局として伴走支援に取り組むことを教育長から答弁いたしました。

次に、26 ページでございます。コミュニティ・スクールの専門的な支援についてのご質問に対して、指導主事や社会教育主事による支援が必要不可欠であるため、教育委員会事務局の各課が連携を図りながら、支援に取り組む旨を教育長から答弁いたしました。

27 ページでございます。学校外の多様な関係者との連携及び子どもの居場所づくりについてのご質問に対して、子どもが抱える様々な課題の解決に向け、関係団体との連携を図ることは重要であるが、学校内における子どもの居場所づくりについては、実施団体の選定などの課題があることなどを答弁いたしました。

28 ページでございます。総合教育センターの体制整備についてのご質問に対して、児童・生徒の置かれている環境の課題が多様化していることから、今後、福祉の専門性を持つ常勤職員の配置を検討すること。また、スクールソーシャルワーカーを統括する体制については、今年度から組織的な体制の整備を進めていること。さらに、関係機関等との人事交流については、その実現可能性も含め研究することを答弁いたしました。

次に、29 ページでございます。かつしかチャレンジプログラムに新設する探究的な学びを追求するコースについてのご質問に対して、当該コースは課題の設定方法や本を活用した調べ方を学ぶ内容を予定しており、教育指導課と中央図書館とが連携して企画運営し、中央図書館を会場として実施する旨を答弁いたしました。

次に、30 ページでございます。学校司書の活用方針についてのご質問に対して、教育委員会

では8年度にガイドブックを作成して、教員や学校司書の役割を明確にし、学習センターの活用方針を示すとともに、実践事例もあわせて掲載すること。また、学習センター推進校として小学校2校、中学校3校を新たに指定することなどを答弁いたしました。

31ページをご覧ください。学校長が学校図書館長であることの位置付けについてのご質問に対して、8年度に発行するガイドブックにおいて学習センター長の役割を明確に示すとともに、校長会においてその役割の重要性について指導することなどを答弁いたしました。

続きまして、第2の一般質問でございます。32ページをご覧ください。自民党、池田ひさよし議員のご質問です。文化財行政についてのご質問に対して、博物館からの業務移管の際、文化財に関連する部署が博物館と本庁で分かれることになったが、現在も同一課の中で連携を図りながら、文化財の保存活用などの取組を進めていること。これからの事業進捗に合わせて、最適な執行体制の構築を検討することなどを教育長から答弁いたしました。

次に、33ページでございます。公明党、岩田よしかず議員のご質問です。小松南小学校の学校改築における意見収集についてのご質問に対して、本年3月に策定する改築のための基本的な考え方について、地域住民説明会を開催すること。また様々な広報手段を活用し、より多くの地域の方にご理解いただけるよう努めること。さらには、今後の基本設計において、児童を対象としたワークショップを実施し、児童の意見も生かしていくことなどを教育長から答弁いたしました。

34ページでございます。区民連、大高拓議員のご質問です。東四つ木地域における学校統合と行財政改革等に対する区の認識についてのご質問に対して、区としては地域住民が主体となって議論を深め、改築の方針を決定した取組事例の一つであると認識している旨を答弁いたしました。

次に、35ページでございます。学校施設の改築計画についてのご質問に対して、これまでの次期改築校の選定方法をお示しした上で、人口動態や児童・生徒数の推移などは中長期的に変動する要素が大きく、長期にわたる地域ブロックごとの学校改築計画を示すことは困難であることを答弁いたしました。

次に、36ページでございます。危機対応に対するガイドラインの再構築についてのご質問に対して、各学校では事故防止の具体策や事故発生時の対応を示した危機管理マニュアルを作成しており、東京都教育委員会のマニュアルの改訂に合わせ、適宜改訂していることなどを答弁いたしました。

続いて、37ページでございます。危機事象に対する包括的な行動指針の策定等についてのご質問に対して、防災上及び運営上の危機事象に対しては、文部科学省通知や本区の要綱に基づき対応していく旨を答弁いたしました。

38ページでございます。有事の際の制度設計、実務訓練及び学校施設のライフラインの仕組

みの周知徹底についてのご質問に対して、各学校で作成している危機管理マニュアルにおいては、緊急事態への対応について、具体的な事例も含めて記載していること。また、学校管理職は、避難所運営会議等に参加し、情報共有や災害時のシミュレーションなどを行っていること。さらに、今後は、管理職以外の教職員にも避難所運営会議等への参加を促し、知識面・実務面での危機管理対応能力の強化を図ることなどを答弁いたしました。

40 ページでございます。教職員等の参集訓練の実施及び学校避難所の支援についてのご質問に対して、各学校での研修等において居住地から学校までの参集ルートの確認などを行うことについて、校長会と調整を図っていくこと。また、教職員が居住地の近くの学校避難所のサポートを行うことについては、課題を整理しつつ、より実効性のある災害対応の仕組みづくりを研究していくことを答弁いたしました。

次に、41 ページでございます。感染症発生時の学校閉鎖の根拠についてのご質問に対し、学校保健安全法第 20 条であることを答弁いたしました。

42 ページでございます。学童保育クラブに開所の打診を行ったことのリスクと責任の所在及び基準についてのご質問に対して、私立学童法人に開所を依頼したことの責任の所在は教育委員会事務局にあるとの認識を答弁いたしました。

43 ページでございます。学童保育クラブ等の感染症対応に係る危機管理対策についてのご質問に対して、開所の判断は私立学童法人が行うものとの認識をお示した上で、今後、感染症による学校閉鎖を行う場合は、私立学童法人には必要な情報を提供する一方で、開所は法人の判断とするルールづくりを検討するとともに、感染症対応に係る公私立学童保育クラブが連携した研修の実施や、装備品等の費用の助成についても検討していく旨を答弁いたしました。

44 ページでございます。学校閉鎖における新たなシステムの検討及び学童保育クラブなどとの連動・連携についてのご質問に対して、学校全体を休業とする学校閉鎖をさらに段階分けすることは困難であること。こうした中、学童保育クラブが適切な判断ができるよう必要な情報を提供するとともに、わくわくチャレンジ広場の対応は教育委員会が判断する旨を答弁いたしました。

45 ページでございます。公私立の学童職員に対する防災・危機管理研修の充実及び危機管理対応能力の底上げについてのご質問に対して、6 年度及び 7 年度に実施した研修を紹介した上で、8 年度には学童職員の意向に沿った研修を実施するとともに、防災の力認定教室を活用した研修カリキュラムを作成することなどを答弁いたしました。

46 ページでございます。空調設備の更新計画についてのご質問に対して、普通教室に設置している電気式エアコンについては適宜更新している一方で、特別教室等のガス式エアコンについては、運転時間が短いことなどから更新が進んでいないため、今後は機器の老朽化の状況等も踏まえ、更新の進め方を検討していく旨を答弁いたしました。

47 ページでございます。共産党、中村しんご議員のご質問です。トレーラーハウスの賃料の基準についてのご質問に対して、行政財産使用料の計算方法を準用して算定し、賃料を月額8万2,700円としたこと。賃貸借契約終了に伴い、無償譲渡を受けた際には、区が負担するメンテナンス費用を算定基礎として算出し、賃料を月額2,500円にしたことを答弁いたしました。

48 ページでございます。トレーラーハウスの移動の可否についてのご質問に対して、6年度に給排水管が外部と固定されていることが確認されたため、その原因について調査を行ってきたが、固定式に切り替えた修繕が行われた事実は確認できなかったことを答弁いたしました。

49 ページでございます。トレーラーハウスの公共性についてのご質問に対して、更衣室やトイレについては他の利用者也使用できる状態であったことを答弁いたしました。

50 ページでございます。トレーラーハウス設置の前提についてのご質問に対して、移動できることを前提に都市計画法に基づき、新たに設置する工作物等として葛飾区長宛てにトレーラーハウス等の設置許可申請を行ったことなどを答弁いたしました。

51 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校のグラウンドの優先利用についてのご質問に対して、スクールの運営にはグラウンドの安定的な確保は不可欠であったと答弁いたしました。

52 ページでございます。体育施設の利用の在り方の検討についてのご質問に対して、現在、区民がより公平かつ快適に体育施設を利用できる環境の整備に向け、検討を進めており、本定例会の文教委員会において、方針を説明する予定であると答弁いたしました。

53 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校の対応に対する責任についてのご質問に対して、区長から、区民がより公平かつ快適に体育施設を利用できる環境整備を進め、さらなる区民のスポーツ振興に取り組むことが責任である旨を答弁いたしました。

54 ページでございます。無所属、むらまつ勝康議員のご質問です。本区のいじめ問題の現状についてのご質問に対し、6年度及び7年度の認知件数などを教育長から答弁いたしました。

55 ページでございます。いじめ問題に関する取組についてのご質問に対して、令和3年4月に「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を作成し、全小・中学校に配布することにより、教職員のいじめに関する理解・促進及び意識向上を図っていること。また、教員を対象に経験等に応じた研修を実施し、教員がいじめの疑いに気づいた際には、学校いじめ対策委員会において全教職員で情報共有し、解決に向けて組織的に取り組んでいること。さらに、「かつしかいじめほっとライン」等の相談窓口を開設していることなどを答弁いたしました。

56 ページでございます。今後のいじめ防止等の取組についてのご質問に対して、管理職やいじめ対応の中核を担う教員を対象に、弁護士による研修を実施するとともに、いじめ防止に向けたリーフレットを小学校版と中学校版に分け、より児童・生徒の実態に合った内容となるよう変更することなどを答弁いたしました。

58 ページでございます。自民党、高木信明議員のご質問です。不登校児童・生徒の多様な学びの場についてのご質問に対して、学校復帰のみを目的とするのではなく、不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に考え、将来の自立につながるよう支援していくことが重要と考え、児童・生徒の状況に応じた様々な不登校施策を実施している旨を教育長から答弁いたしました。

59 ページでございます。チャレンジクラスについてのご質問に対して、双葉中学校に席を置くことが必要になるが、正規職員が指導方法を工夫しながら、教科の授業を実施することで学習内容の定着を図るほか、ゆとりある生活時程の中で、生徒が安心して学校生活に参加できる環境を整えていく旨を教育長から答弁いたしました。

61 ページでございます。不登校児童・生徒に対する学習支援についてのご質問に対して、各学校における個々の状況に応じた学習支援の内容、また「ふれあいスクール明石」の登録者に対するオンライン上の仮想空間を活用した居場所等の提供。さらには、不登校生徒への学習支援としても有効である「スタディサプリ」の導入を10校から15校に拡大することなどを教育長から答弁いたしました。

62 ページでございます。登校サポーターについてのご質問に対して、配置校からは、不登校の未然防止や早期対応に効果が見られるとの報告があること。また、校内の空き教室を活用した別室での見守り支援を行うことも、児童が安心して学校生活を送る上で、効果的であるとの声が寄せられていることから、8年度、配置校を3校に拡大し、さらなる検証を行うことなどを答弁いたしました。

63 ページでございます。不登校の子どもに対する出席扱いや成績評価、多様な進路の情報提供についてのご質問に対して、本区では、「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」に基づいて、オンライン授業等での学習について要件を満たす場合には、校長の判断により出席扱いとするとともに、成績に反映するよう学校に指導していること。また、進路情報の提供については、各中学校で進学先の情報提供や面接指導等を行っていることに加え、教育委員会では不登校生徒を対象とした進路相談会を総合教育センターで開催していることなどを答弁いたしました。

65 ページでございます。スクールソーシャルワーカーについてのご質問に対して、引き続き各学校にスクールソーシャルワーカーの役割や効果的な活用についての理解・啓発を図ること。また、8年度からはアウトリーチ型の取組を試行的に実施して、学校との連携を一層強化することなどを答弁いたしました。

ご説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わります。

以上をもって、本日の議事は全て終了となりますが、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問等があれば、ございますでしょうか。

久保委員。

**○久保委員** 今日改めて議会の質問の文書を見て気がついたのですが、文字の形がゴシックとこのですか。文字のサイズも大変大きいので見やすく、改めてほかの書類と見比べてみましたら、明朝とか専門的なフォントがあると思うのですけれども。教育委員会を出している事業、年間の予定などもゴシックで書いてあって、本来の表紙になっている部分は明朝だったりして、つくっていらっしゃる方はご苦労があったかなって改めて思いました。書類というのは、いかに読んでもらうか、見て内容が伝わるかということが第一なものですから、単に大きくすればいいとかという問題ではないと思うのですけれども、全庁的に統一感があつたほうがいいのかなと感じましたのが1点。

それから、先ほど小松南小学校の改築のための基本的な考え方として、地域へのご説明に使っていただいたこの資料ですけれども。以前、お願いをした色の配慮、色覚のことをきちんとクリアしてこの書類ができたのかなと思うと、いささか不安があります。私自身も、皆さんもそうですけれども、自分の目では確認ができないという、色覚の障害とかハンディは、その人しか感じられない。逆に言えば、もしかしてその人でも自覚されてなければ、分かりにくいな、読みにくいな、見分けしにくいなのというのが、自覚がなかなかできないものでもあります。

そうした意味で、今どきですから、この色の使い方はちょっと見にくいよという指摘ができるようなアプリがあると聞いておりますので、様々な凡例でいろいろな色を使って識別して分かりやすくしたつもりが、そうでない方向になってしまうのは、せっかくご苦労して色使いしていただいたのに非常にもったいないと思うのです。これは、私たち教育委員会だけでなく、地元に出ていく資料にもなっておりますので、その辺の配慮をいま一度検討していただければと思ってお話しさせていただきました。よろしく願いいたします。

**○教育長** 教育次長。

**○教育次長** 使用する文字の件、それから冊子で用いる色使いの点、いずれにしろ私ども区民の皆様方にお出ししていく資料ですので、ご指摘を頂いたユニバーサルデザイン、そういった視点は欠かすことなく、今後もしっかり対応していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

**○久保委員** よろしく願いいたします。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第3回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 0 時 3 0 分